



公立高校出願変更について

公立高校の【出願変更】については、進路だよりNo.38 でお伝えしていますが、具体的な流れと動きを確認します。手続きにかかる場合は、保護者の方のご協力をお願いいたします。主な流れは次の通りですが、出願変更先によって、違う部分が出てきます。また、郵送料が必要となります。郵送料は高校事務の仕事の負担軽減のため、郵券(切手)でのお支払いにご協力ください。

① 1月 26 日(月)10:00…出願状況(倍率)発表

この日から、出願変更に係る出願情報等のオンライン入力の受付開始
(オンライン入力は、市立高校↔道立高校の場合にのみ必要です。同じ学校で学科を変える場合や道立高校↔道立高校や市立高校↔市立高校の場合は必要ありません。中学校で作成する「出願変更願」はどの場合でも必要です。)

土日は出願変更の手続きができませんので、平日に電話連絡をお願いします。

② 1月 27 日(火)～30 日(金)まで、…出願変更の申し出

生徒本人からの申し出だけでなく、保護者から中学校(進路係)へ電話連絡をお願いします。出願変更手続きの流れ、保護者の来校日時の確認などをします。少しでも考えている人はとにかく連絡ください。→「出願変更願」(本人と保護者の署名が必要)を作成・3準備します。

③ 1月 27 日(火)・28 日(水)・29 日(木)・30 日(金)・2月 2 日(月)…出願変更手続き

保護者の方が中学校へ来校し、「出願変更願」(本人と保護者の署名が必要)を作成する。その他に道立→市立や市立→道立の出願変更の場合、入学検定料還付のための振込口座が必要になるかも。

④ 保護者の方が中学校から当初出願校に行き、「出願変更願」を提出する。

入学検定料還付の書類を提出する場合もあり。必要な金額分の郵券(切手)を支払う。

⑤ 「出願変更承認書」を受け取る。

⑥ 「出願変更承認書」を持って、中学校へ帰ってくる。

市立→道立 道立→市立の出願変更の場合

- (A) 入学願書を新たに作成。(Web出願です。本人署名、保護者署名が必要です。)
- (B) 入学検定料の準備。(道立は収入証紙購入。市立はオンライン決済か納付書による検定料払込み。)
- (C) 還付のための書類作成があるかも。(口座番号がわかるものをご用意ください。)

手続き手順は、上記の⑥のあとが異なります。

⑦ 出願変更先の高校に「入学願書」・「出願変更承認書」を提出

⑧ 「入学願書受付票」を受け取る。

⑨ 「入学願書受付票」を持って、ふたたび中学校へ。

※手続き期間は2月2日(月)の16:00までですが、冬の悪天候による交通障害等を考慮し余裕をもって手続きをお願いいたします。時間を過ぎてしまったらどこも受検できません。